

# 和歌山県トライアスロン連合(WTU)規約

## ■第1章 総則

### 第1条 名称

本会は、“和歌山県トライアスロン連合”(WAKAYAMAKEN TRIATHLON UNION)略称“WTU”と称し、日本トライアスロン連合(以下「JTU」と称す)と和歌山県体育協会に加盟する。

### 第2条 事務局

本会は、事務局をスポーツショップオハナ内に置く。

## ■第2章 目的及び事業

### 第3条 目的

本会は、和歌山県におけるトライアスロン競技を代表する団体としてトライアスロンの普及および振興をはかる事を目的とする。

### 第4条 事業の内容

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) トライアスロンに関する講習会と記録会の開催
- (2) 競技会の開催
- (3) 指導者の養成
- (4) 国民体育大会等に対する県代表選手の設定、派遣
- (5) 県記録の公認
- (6) その他本会の目的を達成する為に必要な事業
- (7) トライアスロンに関する情報の通知

## ■第3章 会員・協賛会員・登録チーム

### 第5条 会員

本会の会員は、原則として和歌山県に在住もしくは勤務している愛好者をもって構成する。

本会の活動に協賛する個人、団体を協賛会員とする。

### 第6条 会員の特典

- (1) WTU スタッフ、役員、審判としての活躍の場を与えられる。
- (2) WTU 主催、主管大会への優先的な配慮、JTU公式大会への参加資格。
- (3) トライアスロン関連情報の提供と告知。
- (4) 合宿、記録会、セミナー等への参加資格。
- (5) 強化指定選手の場合はオリンピック、ワールドカップへの参加資格。

### 第7条 チーム(団体)登録

チーム(団体)として登録を申請する場合、以下の条件を満たし、トライアスロンの普及と振興をはかることを目的にチーム(団体)登録されなければならない。

- (1) 各チームよりWTU理事会に代表理事を選出し、各事業への助言と運営への積極的な参加を行う。
- (2) WTU事業は、理事会での承認と賛同のもとに遂行される。
- (3) 登録会員が、5名程度所属している。
- (4) 総会または理事会での承認が必要となる。

## ■第4章 役員

### 第8条 役員構成

会長 1名、副会長 2名以内、理事長 1名、副理事長 1名、理事 若干名(各チーム 2名以内)

事務局長 1名、会計 1名(会計監査兼務)、広報 若干名、顧問 2名

国体派遣担当 2名以内、国体監督 1名、近畿ブロック協議会理事 若干名、JTU社員 1名、  
県体育協会社員 1名、

専門委員会(各チームより若干名)

競技審判委員会、大会実行委員会、女子委員会

### 第9条 役員選任

理事、監事、専門委員は総会で選出し、会長、副会長、理事長及び副理事長は理事の互選とする。

## 第10条 役員の仕事

- (1) 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその業務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会の議決に基づき業務を掌握する。
- (4) 副理事長は、理事長不在の時にその業務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を組織して、本会の業務を執行する。
- (6) 監事は、本会の資産の状況を監視するとともに、理事の業務執行の状況を監視する。
- (7) 専門委員会は、本会が関わる事業に関する業務を遂行する。
- (8) 強化普及委員は、会員の競争力向上を目的とする業務を遂行する。

## ■第5章 総会

### 第11条 総会

- (1) 総会は、本会の最高議決機関であり、毎年1回会長または理事長が召集する。  
理事会が必要と認めたとき、臨時総会を開催する事が出来る。
- (2) 総会の議決は出席会員の過半数をもって成立する。  
ただし書面をもってあらかじめ意思を表明したものは出席者とみなす。(委任状を含む)
- (3) 総会では、次の事項を議する。
  1. 役員を選出
  2. 予算と決算
  3. 事業計画の報告
  4. 規約の改正、その他の重要な事項

## ■第6章 会計

### 第12条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第13条 会費

本会の会費は、理事会において決定する。

※登録費の中には、JTUへの登録費(1,000円)が含まれ、登録手続きを行う事で自動的にJTUに登録されます。

また別に日本トリアスロン連合近畿ブロック協議会に200円が納入されます。

●協賛会員は、年額30,000円とする。

退会の場合は、会費の返金はしない。

### 第14条 収入

会費、寄付金、その他収入

附則 規約改定は、2012年4月2日。